

解決すべき課題・ニーズを把握しよりよい協働事業を提案していただくための調査を応援します！

岡山市市民協働推進ニーズ調査事業募集要項

市とNPO法人等市民活動団体との協働を推進し、社会課題の解決を官民協働の手法により進めるよりよい協働事業の促進のために、協働推進ニーズ調査事業を募集します。

1 募集事業

岡山市と市民活動団体等との協働で社会課題を解決するための協働事業を提案することを前提に、当該協働事業で解決を図りたい課題の深刻さ、解決の必要性・緊急性、協働事業により解決が図れる可能性などについて、具体的に現状を把握し分析する調査事業であり、次の各号に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①岡山市市民協働推進モデル事業を提案するため、または市との協働事業を実施するためのニーズ調査事業であること。
- ②原則として岡山市内で実施される調査事業であり、調査の目的、方法などが市とNPO等との間で十分協議されていること。
- ③調査結果の集計・分析が翌年度もしくは翌々年度の市民協働事業に反映されることが明らかであること。
- ④人員計画、実施日程、予算の積算等が適正であり、実現の可能性があること。
- ⑤市との信頼関係を築き、共に理解しあいながら意欲的に取り組めること。
- ⑥補助金の交付の決定があった日から補助金の交付の決定があった年度の2月末日までに終了すること。

2 補助対象団体

補助対象団体は、自主的に社会貢献活動を行う団体で、次の各号の要件いずれにも該当する市民活動団体、または2以上の市民活動団体等の協議体等とする。

(1) 市民活動団体

- ① 団体の活動により得た利益の分配を目的としない非営利団体であること
- ② 岡山市又は岡山市に隣接する市・町の区域内を主な活動範囲としていること
- ③ 定款・規約・会則等を有していること
- ④ 団体としての運営及び会計処理が引き続き1年以上適正に行われていること
- ⑤ 10人以上で構成されていること
- ⑥ 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反していない団体であること
- ⑦ 市税を滞納していない団体であること
- ⑧ 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体でないこと
- ⑨ 暴力団またはその構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ⑩ 国、地方自治体等が団体の構成員又は、事務局として参加している団体でないこと。

(2) 2以上の市民活動団体等の協議体等

- ① (1)のすべての要件を満たす団体を代表団体としていること
- ② 協議体の全ての構成団体が(1)の⑥⑦⑧⑨の要件を満たしていること

3 補助金

- (1) 補助金額 上限50万円、補助率 5分の4以内で、予算の範囲内(※)において市長が定める額。

1,000円未満の端数は切り捨てます。

※平成29年度補助金総額は200万円です。

- (2) 対象経費 補助対象経費は、事業実施のために直接必要な経費であり、補助決定後から事業実施年度内に支払われた、人件費、報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、

保険料、使用料・賃借料、委託料等補助事業の実施に要する経費。委託料を計上する場合は、補助金交付申請額の3分の1以内とする。

※ただし、市民協働推進モデル事業の提案において、ニーズ調査事業の実施を岡山市協働推進委員から提案された事業については、補助決定前にあっても、事業実施準備経費と認められるものは対象となります。

※対象と認められない経費

- ① 事業に直接関わりのないスタッフに対する人件費
- ② 団体の構成員に対する謝礼
- ③ 施設及び設備の整備及び改修に関する費用
- ④ 政治活動、宗教活動又は営利を目的とするものに係る費用
- ⑤ 公序良俗に反するおそれがあると認められるものに係る費用
- ⑥ 国、地方公共団体の補助制度の対象となっているものに係る費用
- ⑦ その他市長が適当でないと認める費用

(3) 補助金の交付時期 事業終了後。ただし申請により補助金の額の100分の75以下を事業完了前に交付できる。

4 申請から決定

(1) 事前相談 申請を希望される場合は、必ず事前に「ESD・市民協働推進センター」にご相談ください。応募状況をお知らせするとともに、事業概要のヒアリングをさせていただきます。

(2) 申請書類 次の提案書等を提出してください。

※ただし、ニーズ調査の前提とする市民協働推進モデル事業が、前年度もしくは当該年度、市に提案されたものと同様である場合は、次の4号から6号はすでに提出されたものを準用します。

- ① 市民協働推進ニーズ調査事業提案書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 団体の概要
- ⑤ 申請する前年度の団体の事業報告書及び収支決算書（活動計算書）
- ⑥ 市税を滞納していないことを証明する書類
- ⑦ その他事業に関する資料

(3) 提出先 岡山市市民協働企画総務課内「ESD・市民協働推進センター」

(4) 募集期間 平成29年4月から、毎月月末（月末が土日祝日の場合は直前の平日）を締切として随時募集します。ただし、予算の範囲内で実施するため、補助金支給総額が200万円に到達する見込みとなった場合は募集を行いません。申請を予定されている場合は早めに申請してください。

(5) 審査・決定 提出された提案書等は、原則30日以内に決定し、結果を文書で通知します。審査のためにヒアリングをさせていただく場合もあります。

5 事業報告並びに調査結果

(1) 事業報告書 事業終了後、20日以内に、調査結果とともに事業報告書を提出していただきます。

(2) 調査結果の帰属と活用 調査結果は、補助団体と岡山市に帰属し、両者は目的の範囲内において調査結果を活用することができることとします。

問合せ 岡山市市民協働企画総務課内「ESD・市民協働推進センター」

電話 086-803-1062

FAX 086-803-1872

E m a i l esd-smc@googlegroups.com